

道路占用許可申請手続き

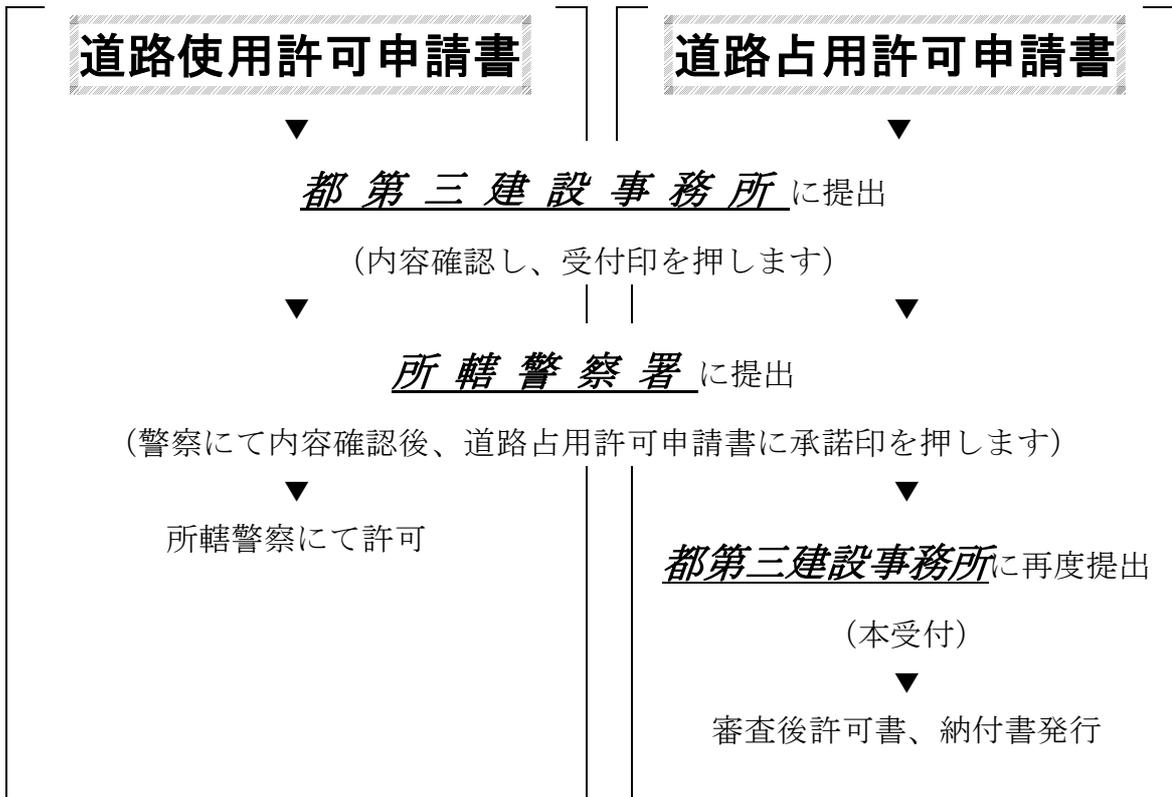
(工事用足場・仮囲い・落下物防護用施設)

★ 申請手続き

足場等を路上に設置するためには、道路管理者（各建設事務所）の道路占用許可と交通管理者（所轄警察署）の道路使用許可が必要になります。

どちらの許可もそれぞれの管理者の協議（同意）が必要となります。手続きの流れは下記のようになります。

※東京都第三建設事務所の管轄区域外の道路占用については、必ず管轄区域の建設事務所の指示に従って下さい（三建管轄区域：裏面参照）。



※道路占用許可の標準処理期間は、閉庁日を除き18日間です。

<提出書類・提出先については裏面参照>

許可基準及び留意点

1. 事前の申請であること。
2. 道路占用がやむを得ないと認められること(敷地に余裕がない)。
3. 占用の出幅等は許可基準内(下記参照)で、かつ必要最小限であること
(道路事情等により許可できないことがあります)
4. 仮囲いに設置する扉は、外開きにしないこと。
5. 仮囲いには、法令等で定められているもの以外は掲示しないこと。
6. 占用目的外には使用しないこと。
7. 許可条件を守ること。
8. 標識及び街路灯、側溝、雨水桝、点字ブロックなどの機能を妨げないこと。
9. 消火栓、マンホールなどの位置を明示し、操作を可能にすること。
10. 仮囲い又は足場の周辺は、交通の支障とならないようにすること。

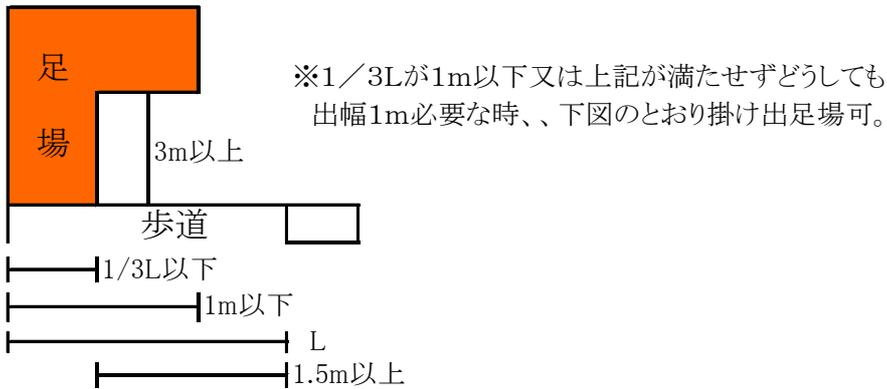
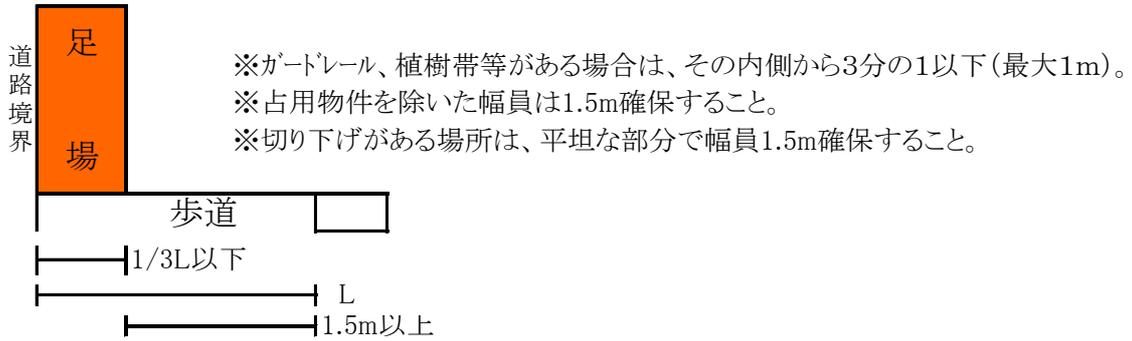
▼東京都では「人にやさしいまちづくり」に努めています！

※歩道の占用にあたり、歩行者の通行を確保するため、特に以下の点に留意すること。

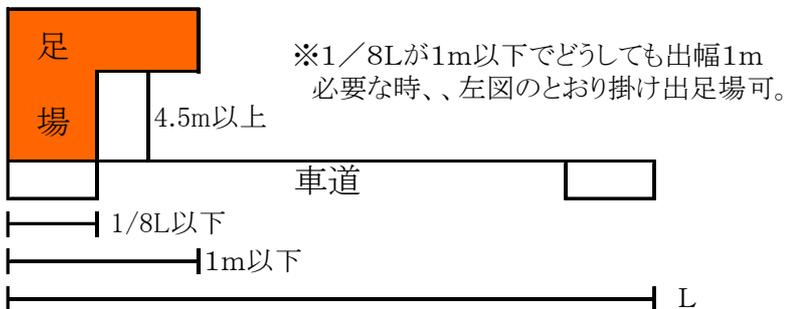
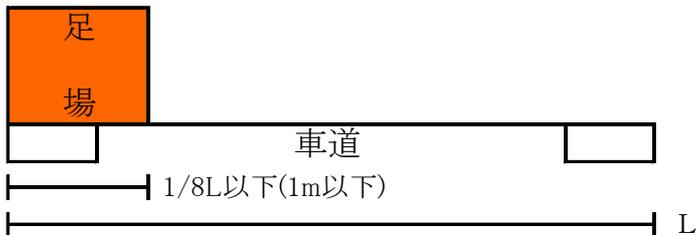
- 切り下げがある場合、切り下げを除いた歩道の平坦部を1.5m確保すること。
- 点字ブロックの機能を阻害することのないよう、足場など占用物件が点字ブロックにかかることのないように設置すること。
(※離隔40cm以上)

<足場>

【歩道上】 出幅—路端から1m以下で有効幅員の3分の1以下

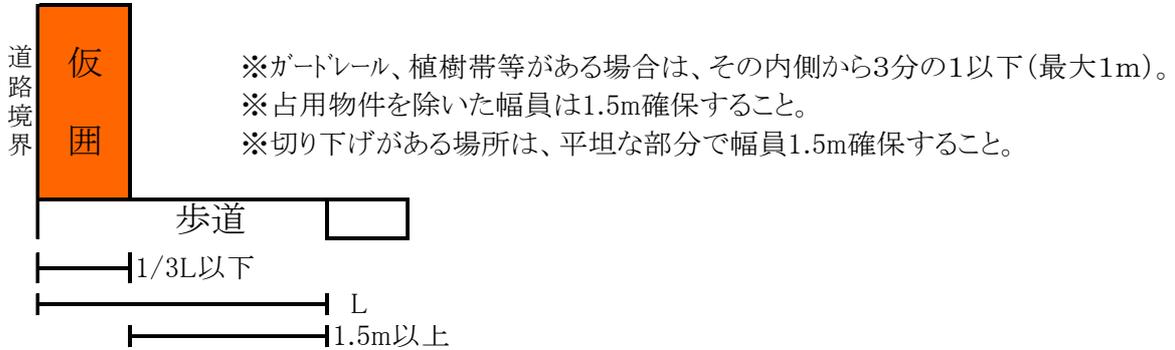


【車道上】 出幅—路端から1m以下で道路幅員の8分の1以下

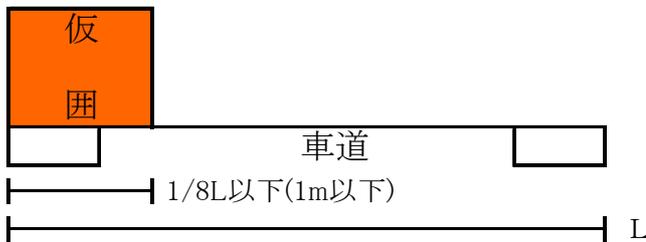


<仮囲い>

【歩道上】 出幅一路端から1m以下で有効幅員の3分の1以下

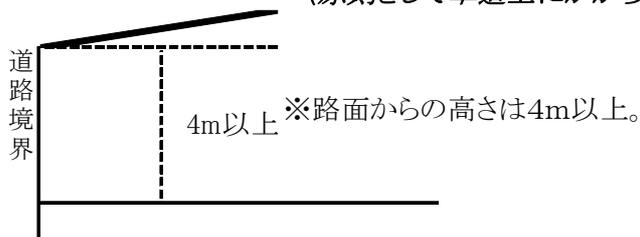


【車道上】 出幅一路端から1m以下で道路幅員の8分の1以下

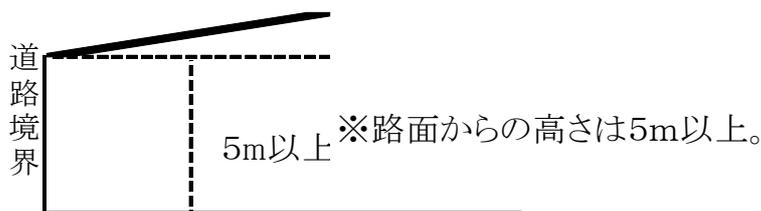


<落下物防護用施設>

【歩道上】 出幅一危険防止に必要な範囲。
(原則として車道上にかからないこと)



【車道上】 出幅一危険防止に必要な範囲。



★ 提出書類(道路占用申請)

- | | |
|--|--------------|
| □道路占用許可申請書（東京都様式・4枚つづり） | 1部 |
| □占用場所の案内図 | 3部 |
| □占用物件の平面図、側面図及び正面図、歩道現況写真 | 3部（+2部） |
| ＜図面に明記するもの＞ | 警察提出分 |
| ・ 占用物件の寸法、材料及び構造 | |
| ・ 道路幅員、歩道幅員、道路境界、隣地境界 | |
| ・ ガードパイプ及びガードレール、植樹帯及び電柱等道路上にあるもの（含 寸法、位置） | |
| ・ 切り下げがある場合は、その位置と寸法（傾斜部分を明記のこと） | |
| □承諾書（下記の場合のみ） | 3部（1部原本・2部写） |
| ・ 隣地境界をこえて（上空含む）設置する場合 | 【隣地所有者の承諾】 |
| ・ 私道の出入り口にかかって設置する場合 | 【私道関係者の承諾】 |
| ・ カラー舗装の道路に設置する場合 | 【商店街等の承諾】 |
| ・ 道路の中心線をこえて危険防止を設置する場合 | 【反対側の所有者の承諾】 |

**※道路占用許可申請の際には、必ず道路使用許可申請書
(2部)も持参して下さい。**

★ 提出先

東京都第三建設事務所管理課占用担当

東京都中野区中野4-8-1（JR中野駅下車徒歩5分 中野区役所内2F）
電話 03（3387）5104（直通） 内線225～228

【都第三建設事務所管轄区域】

新宿・中野・杉並区の全都道（一部豊島・世田谷・練馬・文京区の都道含む）

※ 都第三建設事務所管轄以外の場所の道路占用については、各道路管理者にお問い合わせ下さい。

参考

＜占用料金＞1年間1㎡あたり（令和2年4月1日現在）

▼新宿区内 ￥38,000.-

▼杉並区・中野区内 ￥19,900.-

※占用料金は月割となります。